

農福連携マニュアル

農業と地域全体が連携・協力しあい
豊かな未来を創造しよう



農福連携ってなに？

農福連携とは「**農業者**」と社会福祉法人等の「**福祉事業者**」が連携し、

障がいのある方の農業分野での就労を支援する取り組みです。

「農業側」の労働力不足・「福祉側」の工賃向上という双方の課題が解決されると期待されています。

ここでは**農業者が持っている不安**(人を雇ったことが無いからどうしよう、どこに頼めばいいのかわからない)と**福祉事業者が持っている不安**(農業って難しそう、うちの利用者ができるのか)を解消し、皆様に農福連携に興味を持って頂き、実際に取り組むきっかけとなることを目的として作成しました。
まずはJAグループや福島県授産事業振興会にお気軽にご相談ください。



農福連携を行うとどんな効果があるの？

農家さんのメリット

- ① 草むしり、収穫作業など忙しい時期だけお願いできる
- ② 作業に合わせた人員対応により、期日内に作業が終了できる
- ③ 福祉事業所の若い人たちとの交流により作業場が明るくなる
- ④ 健全者と比較すると人件費が比較的安価になる場合がある
- ⑤ 事故に対する保険等は福祉事業所でかけているので、手続きが不要

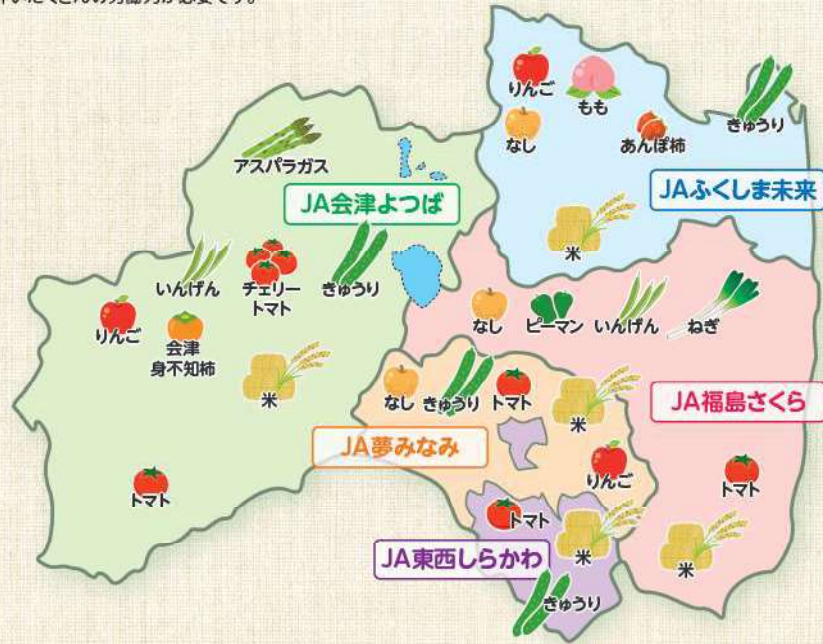
福祉事業所のメリット

- ① 事業所内外での安定した仕事の確保ができ、農作業が直接工賃に反映され、工賃向上につながる
- ② 農業者・JA等から直接指導を受けることで、農業技術の習得が可能(将来の農業経営の準備段階としても活用できる)
- ③ 自主生産ではないため、在庫管理、販路開拓が不要である
- ④ 地域で作業を行うことにより、地域の一員であることの再認識ができ、地域への定着が期待できる
- ⑤ 農作業を行うことによる身体面・精神面の良い影響が期待できる



まずはお互いを知ろう

福島の農産物は全国でもトップクラスの生産量です。夏・秋のきゅうりは全国1位、桃とさやいんげんは全国2位。他にもトマトやアスパラなど、様々な農産物が年間を通して各地で盛んに生産されています。それに伴いたくさんの労働力が必要です。



福島県の主要青果物出荷スケジュール

福島県ではここに記載のある品目以外にも、夏・秋を中心に年間を通して農産物が出荷されています。また、ここでは収穫の時期が記されていますが、種まきや除草作業などカレンダーに記載のない時期にも作業があります。

分類	品目	春			夏			秋			冬		
野菜	アスパラガス		○	○	○	○	○	○	○	○			
	きゅうり			○	○	○	○	○	○	○			
	トマト				○	○	○	○	○	○	○		
	チェリートマト						○	○	○	○	○		
	いんげん						○	○	○	○	○		
	ピーマン						○	○	○	○	○		
	ねぎ								○	○	○	○	○
果実	もも						○	○	○	○			
	なし							○	○	○	○		
	りんご								○	○	○	○	
	あんぽ柿										○	○	○

○ ○ 収穫期(通常) ● ● 収穫期(繁忙期)

福祉事業所について知ろう

主な障がいの種類について

- 身体障がい**
 視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能などの障がい、肢体不自由、内部障がいの5つに分類されます。
- 知的障がい**
 記憶や知覚、判断といった知的機能の発達に遅れが見られ、社会生活へ適応することが困難な障がい。基本的な生活の自立が可能な軽度から、生活全般に常時介助が必要な最重度まで4段階に分けられます。
- 精神障がい**
 精神疾患により精神機能に障がいが発生し、日常生活や社会参加が困難になっている状態。統合失調症や気分障がい(躁うつ病、うつ病、躁病)、神経症、アルコールや薬物依存症などが該当します。
- 発達障がい**
 先天的な脳機能の発達に関係する障がいであり、自閉症、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)などが幼少期に現れます。個人差が大きいという特徴があります。

主な就労系障がい福祉サービス

就労を希望する障がいのある方が集まるのが障がい福祉サービス事業所(以下、福祉事業所)です。その種類や活動は多彩ですが、その内容の一部を簡単にご紹介します。

就労継続支援A型事業所

障がいのある方と雇用契約を結び、働く場所を提供しそれに必要な知識と能力の向上のための訓練も行います。利用者には最低賃金以上が支払われ、一般就労を目指します。

就労継続支援B型事業所

障がいのある方と雇用契約を結ばず、通所しながら作業を行います。利用者には、工賃が支払われます。令和元年度の本県の平均月額工賃は14,926円です。

就労移行支援事業所

一般就労したいと考えている障がいのある方が、就労に向けた様々な訓練を行い、就職後もサポートを行います。

就労定着支援事業所

障がいのある方が一般就労したあと、継続して働くことができるよう指導・アドバイスなど支援を行います。就労したあとのサポートを中心にを行います。

福島県授産産業振興会

県内の福祉事業所(主に就労継続支援B型事業所)を支援し、福祉事業所の方が製作した手作り製品の販売・受注業務などを行っています。県内の農福連携においても、福祉事業所側の窓口としての役割を担っています。

施設外就労とは

農福POINT

就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所で働く方々が、事業所外の企業や作業場等で作業をすること。農場やJAの施設で働く場合は「施設外就労」として福祉事業所の職員が同行し、利用者への指示やサポートを行います。

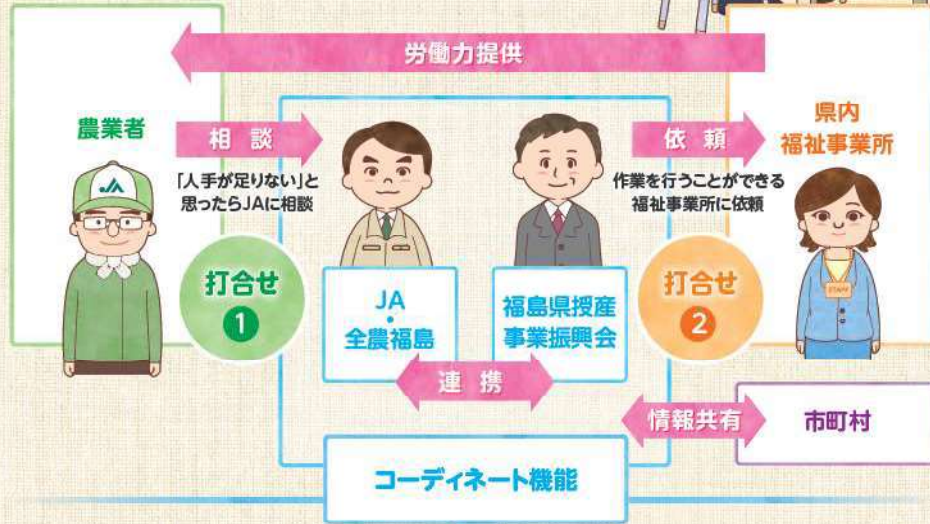


まずはお近くのJAに相談しましょう

農福連携を始める場合には、「**農業者**」側の窓口をJAが、「**福祉事業者**」側の窓口を**福島県授産事業振興会**が担います。

それぞれ相談を受ければお互いの窓口が連携し、マッチングに向けて打ち合わせなどを進めていきます。

また、お住いの市町村の福祉関係部署・農業関係部署などの行政相談窓口やすでに農福連携を行っている農家さんを訪ねてみる方法もあります。



どんな作業ができるの？

農福連携で現在行っている作業は、草むしり・箱の組み立て・種まきなど、比較的単純なものが多いです。中には収穫や定植作業など高度な作業を行っている事例もあり、具体的な作業は打ち合わせを踏まえて決定します。自分の農場ではどんな作業がお願いできるのか、自分の福祉事業所の利用者の方たちはどんな作業ができそうかを考えてみましょう。



A福祉事業所 (グループ)の例

※人数や時間などは状況によって相談が可能です。

1チーム4名程度で実施します

基本的に福祉事業所の職員1名と、福祉事業所の利用者3名の4名1チームとなって作業を行います。農家さんは職員に作業を指示すれば、利用者の方に分かりやすく作業を説明してくれます。

作業時間は1日4時間程度

基本的に作業者は福祉事業所に通所しているため作業時間が限られています。目安として午前10時～12時、午後1時～3時までとなります。

準備すること 1 やってほしいことを考えよう

まずはお願いしたい作業をはっきりさせましょう。農作業と違って品目や時期によってさまざまな作業があります。自分の農作業はいつ忙しいのか、どの作業が大変なのか

をふまえて、お願いできそうな作業は何かを考えましょう。障がいのある方が得意な仕事や作業特性を理解することも大事です。

福祉事業所の作業特性について

障がいのある方の中には、複数の作業を一度にこなすのが苦手な方もいますが、その一方で集中力があり、同じ作業をずっと続けることが得意な方もいます。「あれもこれも…」ではなく、「単純で数が多い箱の組み立てをお願いしようかな…」というように、障がいのある方の作業特性を考慮し、お願いしたい作業を絞って明確にしておきましょう。

例えば、箱の組み立て作業のような一つの単純な作業なら、事前に説明し、きちんと理解したうえで作業してもらえば、

しっかり仕事してもらえます。また、福祉事業所の職員の方が作業中サポートで付き添ってくれるので、ある程度作業はお任せできます。

作業をお任せしている間、農家さんは作ってもらった箱をパレットで運んだり、収穫など別の作業をしたりすれば、作業効率や生産性が向上するでしょう。

実際に様々な農作業の中からやってほしいことをどうやって明確にすればいいのかについて、準備すること2で詳しく説明します。

準備すること 2 作業を細分化しよう

農作業を細分化してみると、障がいのある方の能力にあった作業が見つかり、どの作業をやってもらおうかが見えてきます。農家さんにとっては単純な作業でも、複数の手順に分けると障がい特性に合った仕事に一変するかもしれません。

実際に一連の作業を分解してみましょう。種まきで言うと、「土に指で穴を作る」「穴に種を入れる」「上から土をかぶせる」

と3工程に分けられます。一連の作業を複数工程に分解することで障がいのある方が作業を覚えやすくなり、また、多くの人が作業に関われるようになります。

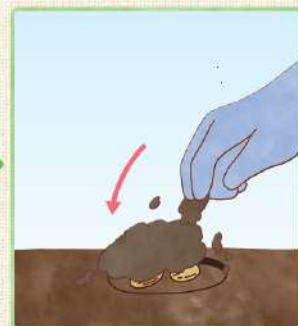
STEP1 土に指で穴を作る



STEP2 穴に種を入れる



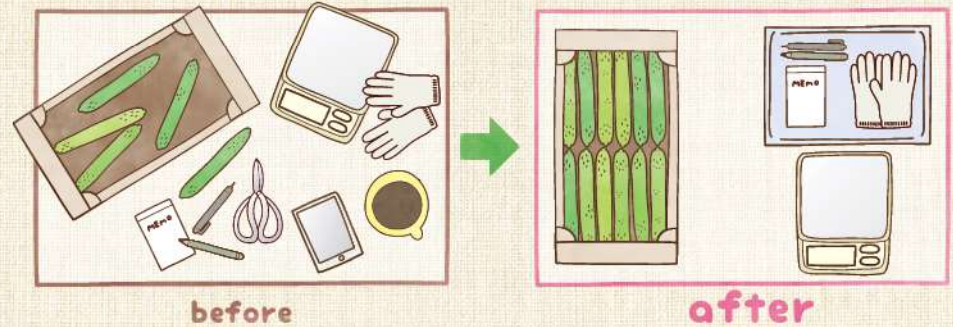
STEP3 上から土をかぶせる



準備すること 3 作業場を整理整頓しておこう

農家さんにとって慣れ親しんだ作業場でも、障がいのある方にとっては置きっぱなしの農機具や散らかった作業用具がケガの原因になるかもしれません。トラブルを防ぐため、作業場を整理整頓しておくことが必要です。トラブルが起きたときの対応も明確にしておく、安心して農作業を依頼できます。

また、福祉事業所と委託契約を結ぶ際は、事前に福祉事業所が障がいのある方に対して保険に加入していることを確認しておきましょう。



準備すること 4 作業料金を計算してみよう

農家さんが作業をお願いするときには福祉事業所と委託契約を結ぶのが一般的です。その料金は作業の量や内容から決定します。

委託料金は、「時給制」と「出来高制」があります。基本は出来高制での委託になるので料金をあらかじめ設定しておく

必要があります。

設定の考え方は、委託する作業を明確にしてから、健常者にその作業をお願いした時の料金を算出して、その金額から支払う委託料金を逆算するという方法です。

「箱の組み立て」を1日300個お願いする場合

① 時給1,000円のパートさんが1時間で100箱組み立てる → 1箱あたりの単価は $1,000円 \div 100箱/時 = 10円$



② 福祉事業所のグループが1日に300箱組み立てる → グループに支払う賃金は $1箱10円 \times 300箱 = 3000円$



委託料は農家さんが福祉事業所に支払います。支払った委託料は、お給料にあたる「工賃」として福祉事業所から作業をした方々に支払われます。就労継続支援A型事業所に委託する場合、最低賃金以上の工賃を支払う必要があります。

準備すること 1 農業をもっと知ろう

大きく農業と言っても、水稻、野菜、畜産…と様々な種類があります。そして品目ごとに種まき、草むしり、箱作り…など様々な作業があります。さらにそれらの作業でも暑い・寒いなどの気温や機械音がある・濡れやすいなど環境が異なります。

農作業の特性を理解し、自分たちがどこまでできるのか整理しておく、作業内容の相談などがスムーズにできます。

種まき



ダンボール箱の組み立て



準備すること 2 情報を集めよう

事前に情報を集めることも重要です。セミナーや研修会に参加して、全国の先進事例やすでに取り組んでいる福祉事業所や生産者から生の声を聞いてみることで、作業内容や感度、メリット・デメリットが分かってきます。

また、福島県内の農福連携を支援している組織を確認しましょう。福祉・農家それぞれに農福連携の窓口となる団体があります。

項目	内容
農福連携セミナー	農福連携を実際に行っている農家さんや福祉事業所の経験を知ることができます。JAグループ福島や行政・福祉事業所が主催しています。
農福連携現地体験会	福祉事業所が実際に農作業を体験することができます。(1時間程度) 農福連携を行いたい農家さんや福祉事業所から要望があるとき、JAグループ福島と福島県授産事業振興会が連携して開催します。体験会で好感触をもち、翌日から農福連携を開始した農家さんもいます。
福島県授産事業振興会	農福連携において福祉事業所側の窓口となっています。農福連携を考えている福祉事業所は、まずこちらに連絡してみてください。TEL.024-563-1228(1229)
各地区JA/ JA全農福島	農福連携において農家側の窓口となっています。労働力が足りない農家さんに農福連携の提案を行います。
各自治体	自治体の中には農福連携セミナーを開催したり、農福連携導入の支援を行っているところもあります。確認してみましょう。
農林水産省ホームページ	農福連携に関する各種マニュアルが掲載されています。 「農林水産省HP 農福連携の推進」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html

準備すること 3 農業を始める準備をしましょう

農作業を行う場所には様々な環境があります。作業内容に応じて必要な服装を用意しましょう。転んでケガをしたり、虫に刺されるリスクをふまえて、作業に適した服装をしましょう。

①つば付き帽子

屋外作業での熱中症予防のため、つば付きの帽子などで日差しを防ぎましょう。

②手袋(軍手など)

作業によって異なりますが、手を守るために軍手やビニール手袋が必要になる場合があります。

③長袖のシャツ・ズボン

枝や草に引っかかると、ケガをする恐れがありますので、長袖を着用しましょう。夏は通気性に優れた服装を選びましょう。

④防寒着やカッパ

冬場の作業の防寒着に加え、雨天時には雨具も用意しましょう。



⑤タオル

汗をかいたとき、雨天時、ケガをしたときなど様々な場面で役に立ちます。

⑥長ぐつや作業靴

田畑での作業時は長ぐつ、作業場ではケガ防止のために作業靴があると良いでしょう。

⑦飲み物

熱中症予防のためにも水分補給は大事です。スポーツドリンクなどは糖分・塩分に気を付けましょう。

⑧救急箱

軽いケガや捻挫などの応急処置に対応できます。

⑨虫よけ

虫刺されは痒み・痛みのほか様々な病気のリスクもあるため用意しましょう。

準備すること 4 実施に向けた最終確認をしましょう

農福連携を行うことが決まったら、福祉事業所内での役割を決めましょう。

例えば職員Aさんが施設外就労の引率で外出すると、事業所に残っている職員で事業所内の対応をしなければなりません。普段通りの対応の仕方では職員の方の手が足りなくなることも考えられます。事業所内での役割分担、勤務のシフトをあらかじめ作成しておく、そのような不安は解消されます。

利用者の作業に関しても、利用者Aさんは外で体を動かすのが得意ではないので事業所での作業、利用者Bさんは力もちなので農場での収穫や運搬作業といったように、得意・不得意に合わせて役割を決めるとケガやトラブルが少なくなるうえ、作業効率が上がって農家さんにも喜ばれます。

農福連携の取組事例

「農業」と「福祉」の連携は全国的に広がっており、福島県内での取り組みも増えています。

- 株式会社なかた農園
- NPO法人みんなのまーち
- 社会福祉法人コスモス会
- 郡山市緑豊園

作業内容 ネギの収穫作業・運搬作業

取組期間 3月～9月

なかた農園は郡山市の東部地区を中心にねぎを栽培しております。約5haという広大な面積のため、複数の福祉事業所が連携して作業にあたってもらいました。当初は鎌を使用する収穫作業は難しいと思われましたが、実際に試してみると問題なく作業ができました。



- JAふくしま未来福島地区西部選果場
- 社会福祉法人大生福祉会
- 社会福祉法人けやきの村

作業内容 リンゴの出荷用段ボールの組み立て

取組期間 11月

冬場の仕事ということで、リンゴの出荷用段ボールの箱作りを依頼しました。モモの箱作りよりも複雑で工程が多く当初は利用者も時間がかかっておりましたが、徐々に上達していき、作業スピードも速くなりました。



- 株式会社オクヤピーナッツジャパン
- 社会福祉法人富夢富夢(とむとむ)

作業内容 落花生の種まき・収穫・草取り作業

取組期間 6月～10月

会津地区はかつて落花生の一大産地でしたが、近年は中国産を中心とした輸入品の攻勢により、徐々に作付面積が減少していました。このような中、喜多方市の落花生の加工・販売業者として以前から福祉事業所と連携していましたが、新たに農業法人となり農福連携にも力を入れて取り組んでいます。



- 矢吹町生産者
- 社会福祉法人こころん

作業内容 人参の収穫作業

取組期間 10月～12月

人参の面積が拡大している中、収穫作業が大変だという相談を受け、JAで農福連携作業体験会を通じて作業を依頼しました。生産者と福祉事業所の農場長が知り合いということもあり、作業指示もスムーズに進みました。



- JAふくしま未来伊達地区3選果場
- 社会福祉法人ひろせ福祉会
- 桑折町共に生きる社会を創る会(NPO法人)作業所輪楽創
- 社会福祉法人大生福祉会

作業内容 モモの出荷用段ボールの組み立て

取組期間 7月～8月

伊達地区の名産品のモモの贈答用の段ボール箱を3カ所の選果場(伊達・梁川・桑折)でそれぞれ3カ所の福祉事業所に依頼しました。



- JA夢みなみトマト選果場
- 社会福祉法人こころん
- 社会福祉法人わーくる矢吹

作業内容 トマトのパッケージング作業

取組期間 7月～9月

作業体験会時には作業マニュアル等を作成し、経験がない方でも分かるような説明を行いました。令和元年度より作業を依頼しておりますが、令和2年度から複数の事業所にてローテーションを組んで作業にあたってもらいました。



作業カルテ兼マッチング表

農福連携の打ち合わせの際に、下記のような用紙を使って聞き取りを行います。事前に整理できる項目があれば整理しておくスムーズでしょう。
※以下の「作業委託カルテ兼マッチング票」は一例です。別様式を使用する場合があります。

(コーディネーター・JA・福祉事業所 保管)

作業委託カルテ兼マッチング票

記入日：令和 年 月 日

委託者			
連絡先	住所	電話	
	ファクシミリ	メールアドレス	
受託者			
連絡先	住所	電話	
	ファクシミリ	メールアドレス	
作業位置			
作物			
作業内容			
作業環境	トイレ ()		
	休憩施設 ()		
	駐車場 ()		
作業量 (面積・本数等)			
委託期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
継業者が作業した場合に必要な作業日数又は作業時間			
作業上注意すべき点 (生産面：畝を壊さないように、除草時に隣って苗を抜かないように等)			
想定されるリスク (安全面：転ばないように、収穫時に手を切らないように等)			
請負代金 (予定)			
作業手順	①		
	②		
	③		
作業の服装			
その他 配慮すべき事項			

農福連携のQ&A

農福連携についてよくある質問をまとめました。
この他に質問やご相談などありましたら、お気軽にご連絡ください。

農業者編

Q1 福祉事業所の利用者の中には作業が早い人と遅い人がいますが、できるだけ作業が早い人を出労してもらうことは可能ですか？

事業所の利用者にもそれぞれ個性があり、得意な作業、不得意な作業があります。事業所としては農作業ができるすべての利用者にまんべんなく働く機会を作りたいと考えておりますので、農家側で作業者の選定はできません。そのため、契約時には出来高制をとった方が後々のトラブル回避につながります。また、同行する事業所の職員はあくまで利用者への指示だしやサポート役です。

Q2 休憩場所やトイレがない場合は、どうすればよいの？

打ち合わせの際に相談してください。休憩場所であれば事業所の車を利用すること、トイレは簡易トイレの導入にかかる費用助成などの相談をすることも可能ですし、ご自宅が近い場合はご自宅を利用する方法や公共の場所などが利用できる可能性があります。

Q3 福祉事業所の人に対してお茶やおやつなどの準備は必要ですか？

基本的には事業所側で準備しますので不要です。また、おやつなども利用者の健康管理を事業所で担っているため、必要ありません。

福祉事業者編

Q1 福祉事業所ですが、福島県授産事業振興会の会員ではなくても農福連携のマッチング支援を受けることはできますか？

はい。会員でない事業所もマッチング支援を受けることは可能ですので、まずは相談してみてください。

Q2 新たに農福連携(施設外就労)を行う際に必要なことはありますか？

施設外就労の提供について、運営規定に位置づけること、施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成することが必要です。また、緊急時の対応方法や配置職員の不足がないか等も確認してください。

Q4 収穫作業などは、朝の早い時間帯に作業をお願いすることはできますか？

福祉事業所から作業場所までの移動時間も考慮し、午前10時から午後3時頃までを想定している事業所が多いですが、事業所と時間帯調整の相談が可能な場合もあります。

Q5 農作業中に事業所の利用者がケガや病気になった場合の補償はこちらが負担するの？

基本的には事業所側で作業にかかる保険をかけていますので、大丈夫です。そのような場合には救護など適切な対応をお願いします。

Q6 利用者の方を圃場まで送り迎えする必要はありますか？

事業所の職員の方が送迎までしてくれるため必要ありません。また、圃場から近くにある事業所をお願いするため、基本的に交通費も必要ありません。

Q3 福祉事業所の職員も利用者も農作業の経験がありませんが、農福連携は実施できますか？

はい。農福連携コーディネーター(福島県授産事業振興会)が、農家側との相談や農業の習熟度に応じた作業を提案しますので、どんどん相談してみてください。

Q4 天候などによる、急なキャンセルはありますか？

農業は自然を相手にしている産業のため、どうしても天候や作物の生育状況によるキャンセルが発生することがあります。そのような場合を想定し、事業所内での活動を準備しておくことも必要です。また、キャンセル時の連絡方法や天候を理由とするキャンセルの基準などを事前に双方で確認しておくことも重要です。

N O U F U K U M A N U A L

[監修] 福島県 保健福祉部 障がい福祉課
〒960-8670
福島市杉妻町2-16
TEL.024-521-7240 FAX.024-521-7929

[制作] 全国農業協同組合連合会 福島県本部
〒960-0296
福島市飯坂町平野字三枚長1-1
TEL.024-554-3339 FAX.024-554-6050
URL <http://www.fs.zennoh.or.jp>

福島県授産事業振興会

〒960-8012
福島市御山町8番30号 福島県保健衛生合同庁舎4階
TEL.024-563-1228 FAX.024-563-1234
URL <http://f-jusan.jp/>